

南スーダン国際平和協力業務の実施の状況

1 経緯

南部スーダン独立前のスーダンにおいては、1983年以降、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）との間で20年以上にわたり武力紛争が続いていたが、2005年1月、両者は「南北包括和平合意」（以下「CPA」という。）に署名し、武力紛争が終結した。国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立した。

2011年1月、CPAの履行の一環として、UNMISの支援も受けて、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年2月、スーダン政府は、大統領令を発出し、この結果を受け入れた。同年7月9日、南スーダン共和国が独立し、UNMISはその活動を終了した。

一方、南スーダン共和国が効果的かつ民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要であることから、同年7月8日、安保理は決議第1996号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とする国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）の設立を決定し、同月9日、UNMISSを設立した。

2013年12月中旬以降は、南スーダン共和国において、南スーダン政府と反政府勢力との衝突や特定の民族などを標的とした暴力行為が各地

に拡大し、多数の死傷者、難民及び国内避難民が発生したことに伴い、UNMISは、活動の重点を文民の保護に移した。2014年5月27日、安保理は決議第2155号を採択し、UNMISの任務を文民保護、人権監視調査、人道支援促進支援及び敵対的行為の停止合意の履行支援の四分野に限定した。2015年8月、「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」（以下「合意」という。）に南スーダン政府、反政府勢力等の関係者がそれぞれ署名したことを受け、同年10月9日、安保理は決議第2241号を採択し、UNMISの任務に合意の履行支援を新たに追加した。同年12月15日には安保理決議第2252号が採択され、合意の履行支援が拡充された。2016年7月の現地治安情勢の悪化を受け、同年8月12日には、新たに地域保護部隊をUNMIS内に創設すること等を内容とする安保理決議第2304号が採択された。同年12月15日、活動期間を12月16日まで延長する安保理決議第2326号が採択され、同月16日には、活動期間を2017年12月15日まで延長する安保理決議第2327号が採択されたところである。

我が国に対しては決議第1996号の採択を受けて、国際連合から要員の派遣について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び同法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し

人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成23年11月15日、「南スーダン国際平和協力業務の実施について」及び「南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成23年政令第345号）」の閣議決定を行い、同月18日に南スーダン国際平和協力隊を設置した。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員によりUNMIS S S司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により道路等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNMIS S Sに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

UNMIS S Sは、その本部を南スーダンの首都ジュバに置き、2017年1月31日現在、各国から派遣された11,468名の軍事要員、1,455名の文民警察要員、国際連合職員等により構成されている。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、司令部要員、自衛隊の部隊及び連絡調整要員が、それぞれ、現地に派遣された。

(1) 司令部業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成23年11月29日以降、8次にわたり、5次までは各3名の司令部要員が、6次からは4名の司令部要員が、最長約1年間の任期で現地に派遣された。これらの司令部要員は、UNMIS S Sの司令部要員の一員として、UNMIS S S軍事部門司令部における兵站全般の需要に関する部内の調整に関する業務、UNMIS S S統合ミッション分析センターにおけるデータ

ベースの保守管理に関する業務、U N M I S S ミッション支援部における施設業務に関する企画及び調整に関する業務又は同ミッション支援部における航空機の運航支援に関する企画及び調整に関する業務をそれぞれ実施した。

(2) 施設部隊等業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成24年1月14日以降、11次にわたり、4次までは最大330名からなる陸上自衛隊の南スーダン派遣施設部隊（以下「施設部隊」という。）が、また、5次からは最大410名からなる施設部隊が、約半年間の任期で現地に派遣された。施設部隊は、ジュバにおいて、宿営地の整備、国連施設内の敷地整備、国連施設外の道路補修、国際機関施設の敷地造成、避難民への医療や給水、避難民用衛生設備の設置、避難民保護区域の敷地造成等の業務を実施した。

また、平成24年1月11日以降、4次にわたり、最大40名からなる現地支援調整所の要員が、約半年間の任期で現地に派遣された。現地支援調整所の要員は、ジュバ及びウガンダ共和国のカンパラ及びエンテベにおいて、施設部隊の業務の案件形成や施設部隊の展開に必要な輸送業務に係る調整等を実施した。また、平成24年8月31日以降、現地支援調整所の要員は、2名のオーストラリア軍から派遣されているU N M I S S の要員との間で、国連を含む関係機関との連絡調整等に関する協力を行った。第5次施設部隊から、現地支援調整所の機能を施設部隊に統合し、平成25年12月24日に現地支援調整所を廃止した。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊は、平成24年1月26日以降、12回にわたり、C-130H型輸送機を本邦、南スーダン共和国及びウガンダ共和国の間で運

航し、施設部隊等の輸送及び物資の補給を行った。

(4) 連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府、外務省及び防衛省）から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMIS S Sに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成23年11月21日以降、逐次、業務に従事した。要員は、ジュバに最大2名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び自衛隊の部隊等との連絡調整業務を行った。

3 物資協力の実施

平成25年12月中旬から南スーダン共和国の治安情勢が急激に悪化する中、国際連合及び韓国政府から、UNMIS S Sの韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体の保護に早急に必要とされる弾薬の譲渡要請がなされたことを受け、同月、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対し、弾薬を無償で譲渡した。当該弾薬は、平成26年1月に施設部隊に返還されている。

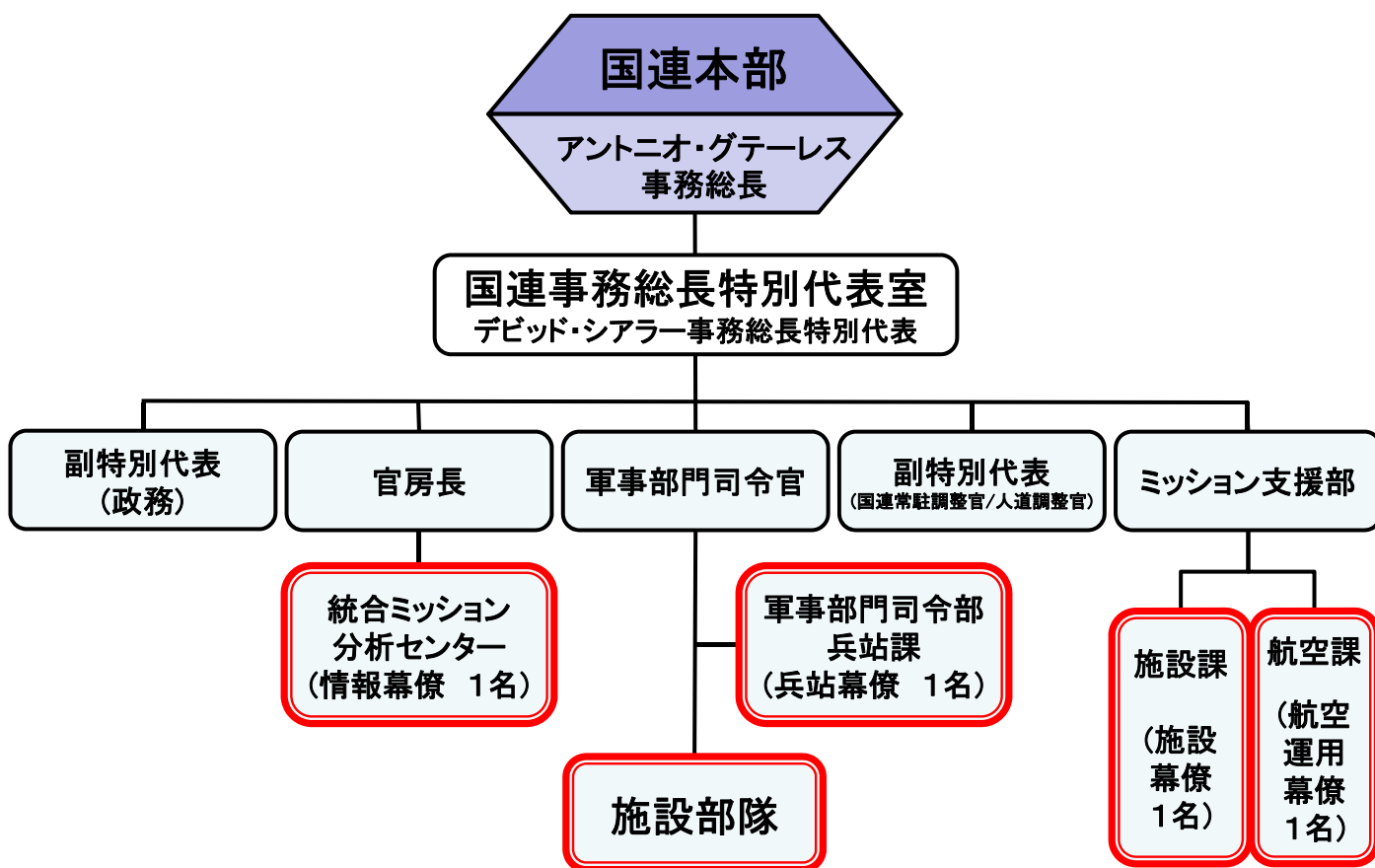
さらに、国際連合から、南スーダン共和国の治安情勢の悪化に伴い増員されたUNMIS S S各国部隊用のテント及び国連施設内の避難民向け救援物資の譲渡要請がなされたことを受け、同年3月、同法に基づく物資協力として、国際連合に対し、テント及びビニールシートを無償で譲渡した。

(参考1)



UNMISS司令部

UNMISS(国際連合南スーダン共和国ミッション) 我が国要員の配置状況



(注) 二重線は、我が国要員の配置部門